

## 社会復帰促進等事業に関する令和元年度評価の令和2年度概算要求への反映状況（概要）

## 1 令和元年度評価の令和3年度概算要求への反映状況について

- (1) D評価の事業で、増額要求を行っているもの (0事業)  
D評価の事業で、減額要求を行っているもの (1事業)  
令和元年度—13 長期家族介護者に対する援護経費
- (2) B評価の事業で、同額、減額要求を行っているもの (0事業)  
B評価の事業で、減額要求を行っているもの (7事業)  
令和元年度—14 労災特別介護施設運営費・設置経費  
令和元年度—21 職業病予防対策の推進  
令和元年度—34 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業  
令和元年度—35 機械等の災害防止対策費  
令和元年度—39 家内労働安全衛生管理費  
令和元年度—47 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し  
令和元年度—48 テレワーク普及促進等対策
- (3) A評価の事業で、増額要求を行っているもの (8事業)  
令和元年度—6 CO中毒患者に係る特別対策事業経費  
令和元年度—18 安全衛生啓発指導等経費  
令和元年度—22 じん肺等対策事業  
令和元年度—36 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費  
令和元年度—38 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等  
令和元年度—40 女性就業支援・母性健康管理等対策費  
令和元年度—44 産業医学振興経費  
令和元年度—49 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組
- A評価の事業で、減額要求を行っているもの (35事業)

## 2 概算要求を行わなかった事業

- 令和元年度—16 労災援護給付金  
令和元年度—19 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度等の推進

# 社会復帰促進等事業に関する令和元年度評価の令和3年度概算要求への反映状況

## 【D評価の事業で、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和3年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
12	13	D	長期家族介護者に対する 援護経費	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。	<p>本事業については、重度被災労働者を長期間介護していた遺族にとって、その生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行うことが肝要であり、引き続き実施することとした。</p> <p>令和元年度は、申請から支給決定までに要する期間が1か月を超える場合について、申請者に遅れる旨の連絡を行わなかったものが2件あった結果、D評価となったことから、改めて各都道府県労働局、労働基準監督署に周知した。また、当該制度の目的をより実現するためのアンケートを令和2年度の支給対象者に対して実施し事業の必要性等を検討し、必要な見直しを図ることとした。</p> <p>令和3年度予算については、事業の執行状況等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。</p>	46,000	3,800

# 【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和3年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
13	14	B	労災特別介護施設運営費・設置経費	在宅で介護を受けることが困難な労災重度被災労働者に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の運営を行う。 また、当該施設の整備・修繕を行う。	令和元年度については、全8施設の新規入居者数は57名であり、前年と同水準を確保したものの、死亡や長期入院等による退去者数が前年度より大幅に増加し、70名であったため、年平均入居者率は、平成30年度から低下し、84.8%となり、アウトプット指標が未達成のためB評価となった。 令和2年度は、一定の効果があがっている施設の入居希望者に対する個別訪問などの従来からの入居促進の取組に加えて、更なる入居促進に係るアプローチとして、入居の端緒となりうる短期滞在型サービスを有効活用できるよう積極的に周知・利用促進を図り、施設入居率向上の一助とすること等を検討し、改善を図っていく。  本事業に係る施設運営費については、令和元年度に一般競争入札を実施し、令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令和3年度概算要求は所要額(契約額)を要求している。 また、施設設置経費については、緊急を要する修繕を優先し、特別修繕が必要な箇所を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,300,379	2,185,739
21	21	B	職業病予防対策の推進	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するための総合的な委員会の開催や職場における熱中症予防対策の推進を行うことにより、適正な職業病予防対策の推進を図る。 東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理徹底のため、東電福島第一原発の作業届について、被ばく防護措置が適切であるか確認するとともに、立ち入り調査等適切な指導等を実施する。 緊急作業従事者の作業内容、被ばく線量等に関するデータベースの運用を行うとともに、緊急作業に従事した者の健康相談及び保健指導を実施する。また、一定の被ばく線量を超えた離職者等に対する健康診断等を実施する。 眼の水晶体の被ばく限度の引下げた改正電離放射線障害防止規則が令和3年4月1日から施行されることをふまえ、 ①放射線業務を行う事業場に対して、自主点検及び説明会を行う。 ②眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。 ③眼の水晶体が受ける被ばく線量が高い労働者を雇用する者に対し、当該被ばく線量を低減するための器具の購入費の一部を補助する。	本事業については、令和元年度はB評価となったことから、目標を下回った指標について下記のとおり手法等を改善することとする。 データベースのデータ入力件数については、令和元年度中にデータエラーの未然防止策を講じ、令和2年度はすでに、昨年度達成できなかった目標値を上回るデータ件数を入力済みである。福島第一原発における施工計画作成者等に係る教育の受講者数については、令和2年度は、施工関係者に対する教育に関するニーズ調査の実施及び調査結果を踏まえたテキストの作成等を通じ、受講者数の増加を図っている。  令和3年度予算については、事業の執行状況等を踏まえ所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	588,131	539,312
32	34	B	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	林業における労働災害の多くを占める伐木等作業について、安全対策に係る作業方法を整理し、マニュアルを作成し、同マニュアルを用いて事業場の安全担当者を対象とする講習会を実施する。 林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。	令和元年度においては、伐木等作業に係る安全衛生教育について、安全衛生法令の改正を行ったため、多くの林業関係者が令和2年8月施行に向けて、改正法令に伴う補講を受ける必要があり、法令改正に係る講習の受講を優先させたことで、本事業の講習会には、想定より人数が集まらずB評価となった。 令和2年度は、本事業の講習会について、伐木等作業は林業だけでなく建設業においても行われることから、業種を林業に限定せず、建設業をはじめとした林業以外の業種の関係事業者や関係団体に広く周知する等、周知対象等を見直し、受講者数の増加を図っている。  令和3年度概算要求においては、新型コロナウイルス感染症への対策のため、講習会はオンラインで実施することとしたこと等により、減額要求を行うこととした。	25,214	23,809

# 【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和3年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
33	35	B	機械等の災害防止対策費	<p>本省、労働局及び労働基準監督署による機械設置届等に係る審査及び実地調査、担当職員の養成等を行う。</p> <p>輸入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具)に買取試験を実施する。</p> <p>経年劣化した設備による労働災害防止対策を確立するための必要な検討を行う。</p> <p>自走自律制御機械の安全性を確保するため、関係事業者等に対する実態調査を行い、その結果を踏まえ、実証試験のプロトコルの策定に当たって留意すべき事項等をとりまとめる。</p> <p>最新の基準への適用が猶予されている既存の不適合機械等の更新を支援するため、必要となる経費の一部を補助する(間接補助金)。</p>	<p>令和元年度は、補助金事業の初年度であり、補助金執行団体の選定手続き等が当初想定していたより遅れたため、結果として募集開始時期も遅れ、十分な周知期間が設けられなかったこと等が原因で、目標の執行率を達成できずB評価となった。</p> <p>令和2年度においては、昨年度に比べ周知期間を長く確保でき、申請者のニーズに合わせて対象経費の下限額を撤廃し、少額の補助を可能としたこと等により、目標の執行率を達成する見込みである。</p> <p>令和3年度においては、これまでの事業実績及び補助対象機械等の経過措置期間が年度途中までであることを踏まえ、既存不適合機械等更新支援補助金の事業規模を縮小することにより、減額要求を行うこととした。</p>	818,752	522,824
36	39	B	家内労働安全衛生管理費	<p>家内労働者の災害防止及び職業性疾病の予防を図るため、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。</p>	<p>令和元年度においては、<u>家内労働者安全衛生指導員の配置人数が減少し、前年度よりも活動日数が減少したため、家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数の数値目標を達成できず、B評価となった。</u>家内労働者安全衛生指導員の適任者の採用や、<u>見込み活動日数の勘案等により、適正な配置人数となるよう努めているところである。</u></p> <p>令和3年度予算については、執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。</p>	30,026	26,965

# 【B評価の事業で、減額要求を行っているもの】

※下線部は評価原因及び改善点、枠囲いは令和3年度要求の内容を示す。

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
45	47	B	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	「働き方改革」に取り組む中小企業事業主等への支援事業を実施するとともに、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	<p>令和元年度においては、時間外労働等改善助成金の支給決定件数、働き方・休み方改善ポータルサイト上の企業診断等の診断結果件数等が、アウトプット指標で定めた件数に及ばなかったことから、B評価となった。</p> <p>令和2年度においては、過去の支給実績等を踏まえ、コースの統合等を行い、加えて、「働き方改革推進支援センター」等で、助成金の活用に向けた周知を行っているところである。また、ポータルサイトに企業の改善策の提供や好事例の紹介等、使いやすいサイトの運営に努め、企業診断等の活用について集中的な周知を図っているところである。</p> <p>令和3年度概算要求においては、令和2年4月に中小企業に時間外労働の上限規制が適用されたものの、突発的な業務増加に伴い、新たに時間外労働が増加する場合や、中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止(令和5年)、時間外労働の上限規制の適用猶予業種(令和6年)への施行に向けて中小企業が対応するためには、生産性を高め、業務の効率化等による労働時間の短縮を行うとともに、引き続き、きめ細やかな相談支援等を行う必要があることから、執行実績等を踏まえて、減額要求を行った。</p> <p>また、引き続き、ポータルサイトの掲載情報の拡充を行うための必要な改修を行いつつも、効率的な事業運営を図ることにより、減額要求を行った。</p> <p>なお、令和2年4月1日の労働基準法の一部を改正する法律により、賃金台帳等の労働関係に関する書類の保存期間が5年(当面の間3年)にと延長されたことから、「労働時間適正管理推進コース」を新設し、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた事業主に対する支援の実施を行う。</p> <p>さらに、不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業については、事業主等の不妊治療との両立支援の理解を深めるため、事業内容を見直し、事業主向けセミナー等を実施することとし、620万円強の増額要求を行った。</p> <p>以上、コースの見直し等を行い、全体的には減額要求を行った。</p>	13,173,322	11,090,350
46	48	B	テレワーク普及促進等対策	2020年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増等の政府目標に向け、適正な労務管理下でのテレワークの普及・促進に取り組む。	<p>本事業については、周知媒体が紙中心であったこと、周知のタイミングが遅かったことなど、周知が不十分であったためB評価となった。ポスターやリーフレット等に加え、メールマガジンやWEBサイト等の活用を促進するとともに、開催時期等の周知を早期から行う等、さらなる周知を図る。</p> <p>令和3年度予算については、執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。なお、雇用の安定継続に資するという事業の性質上、人材確保等支援助成金(テレワークコース(※))は雇用勘定で要求を行った。</p> <p>※令和2年度は働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)</p>	207,969	116,917

# 【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
1	1	A	外科後処置費	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	54,617	46,079
2	2	A	義肢等補装具支給経費	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	3,525,692	3,144,697
3	3	A	特殊疾病アフターケア実施費	症状固定後も後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発生させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	3,787,294	3,636,894
4	4	A	社会復帰特別対策援護経費	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	341,182	321,935
5	6	A	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備を行う。	執行実績を踏まえ、概算要求を行うこととした。	498,674	499,072
6	6	A	独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費	療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図る。 また、療養施設(労災病院を除く)の整備等を行う。	労働者健康安全機構の運営費については、算定ルールに基づき、各経費に事業年度ごとに定める効率化係数を乗じる等により要求額を積算している。 施設整備費については、中期目標に基づき、施設等の状況から緊急性、必要性等を考慮し、施設整備及び機器整備を実施する各事業年度毎に整備計画を策定している。 令和3年度要求に当たっては、財政状況を勘案し、当該年度で真に実施が必要な事項に厳選をした減額要求を行うこととした。	14,011,860	13,492,250
7	7	A	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	認定基準が確立されていない疾病や鑑別・判断が困難な疾病に係る診断方法及び診断技術に係る臨床研究、放射線業務従事者の健康影響に係る疫学研究、過労死防止対策推進法に基づく調査研究などについて、広く研究者を募り、当該研究事業を補助することにより、新しい知見を見だし、診断等における技術水準の向上を図る。	効率的な研究の実施による研究費の減。	1,114,310	1,049,762

# 【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
8	8	A	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	7,619	6,397
9	9	A	労災就学等援護経費	労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,655,536	2,531,604
10	11	A	労災ケアサポート事業経費	在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援等を実施する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	490,883	461,450
11	12	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日相当額を支給する。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,423	1,236
14	15	A	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,993,718	2,695,553
15	16	—	労災援護金等経費	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	実績の全くない事業は廃止すべきという指摘を踏まえ、廃止することとし、要求を行わなかったもの。	4,387	0
			過労死等援護事業実施経費	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。	12,922	12,378
16	17	A	過労死等防止対策推進経費	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ ①過労死等に関する調査研究 ②過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるための周知・啓発 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、同規模の予算で実施する。 ※ なお、①「過労死等に関する調査研究」については、令和3年度から独立行政法人労働者健康安全機構運営費で実施することとした。	265,775	184,664

# 【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
17	18	A	安全衛生啓発指導等経費	<p>事業者及び労働者の安全衛生意識の普及高揚を図るための表彰等の実施や災害防止活動を効果的に促進させるため指導、安全衛生教育等を行うとともに、効率的に指導を行うため、職員に対する研修の実施や被服等の整備を行う。</p> <p>「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第24条但書に規定する指定機関として、登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿を引き受け、これを管理し、労働安全衛生規則第82条第3項及び第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。</p> <p>事業場が自主的に安全衛生対策に取り組めるよう災害統計や過去の災害やヒヤリハット事例、化学物質等の必要な情報を、「職場のあんぜんサイト」を通じて提供する。また、既に自主的な対応を進めている事業場の参画を得て、安全対策や活動の実例を業種や企業を超えて共有化することにより、事業場の安全意識を高める。</p>	<p>計画届審査員設置経費や安全衛生施設整備費等について削減する等行っているが、新たに、労働安全衛生法に基づく免許証発行等事務サポート事業の実施や、労働基準監督署に届出を行う安全衛生関係の帳票について、形式審査機能を持つ帳票(記載不備等があった場合にエラーを表示する帳票)の公開等を行うため、全体としては増額要求を行うこととした。</p>	1,308,466	1,493,133
18	19	A	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度等の推進	<p>企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表すること等により、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する。令和元年度は若者等求職者向けの周知(セミナー開催等)を実施【令和元年度限り】。</p>	<p>事業の開始から4年が経過し、制度の周知について一定の成果が得られたことから本事業は廃止し、「安全衛生啓発指導等経費」に統合することとした。</p>	20,327	0
19	-	-	設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業	<p>学識経験者、企業の実務担当者等の専門家により安全衛生教育に関する知識を体系的に付与するカリキュラム及び到達目標等を策定し、教材を作成する。また、当該教材の公開、教材を使用した講習等を通じ、設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援を行う。</p>	-	16,983	16,188
20	20	-	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	<p>ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-OSHNET+3」や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。</p>	<p>平成30年度に中国側の事情により延期されて以来、昨年度からの新型コロナウイルスの感染拡大により引き続き延期されていることを踏まえ、令和3年度の概算要求については行わないこととした。</p>	8,108	0
22	22	A	じん肺等対策事業	<p>「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進並びにじん肺健康診断の着実な実施を図るため講習会の実施等を行うとともに、石綿業務等有害な業務に従事し離職した労働者等に対して健康管理手帳を交付し、特殊健康診断等を実施する。</p> <p>また、石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、改正石綿障害予防規則に基づく事前調査方法・分析方法に応じたテキスト等の作成や説明会開催等を行う。</p>	<p>作業環境管理等対策事業の一部の廃止や建築物の解体時の石綿漏洩防止対策に係る周知啓発の委託費を減額を行っているが、新たに、有害物(溶接ヒューム)ばく露防止対策補助金事業や労働基準行政におけるサービス向上と業務改革の一体的な推進のための拠点業務プロセス再構築モデル事業を行うため、全体としては増額要求を行うこととした。</p>	2,664,809	2,896,339

# 【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
23	23	A	職場における受動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場に対してデジタル粉じん計等の測定機器の貸出しや喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導を実施するとともに、喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	執行実績を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,066,551	438,802
24	24	A	職場における化学物質管理促進のための総合対策	職場で利用されている化学物質について、発がん性に重点を置いたリスク評価を実施するとともに、事業場における自律的な化学物質管理の推進のため、化学物質管理に関する相談窓口の設置や訪問指導の実施、GHS分類やモデル表示・モデルSDSの作成等により、職場での化学物質管理の支援体制の整備を図る。	令和2年度の労働者ラベル教育テキストの外国語版の作成を廃止するとともに、労働者教育担当者指導会及びリスクアセスメントツール活用促進講習会を全国各地での開催から動画配信に変更したことから、大幅な要求額減となった。 また、リスク評価の実施については、執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	803,346	613,380
25	25	A	産業保健活動総合支援事業	労働者の健康確保のため、治療と職業生活の両立支援、ストレスチェック、健康診断やその事後措置等の労働衛生管理について、医師や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施、また、副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組(一般健康診断やストレスチェックなど)に要した費用を助成するなど、事業場の産業保健活動を支援する。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	4,980,841	4,865,824
26	26	A	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する。 36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する。 労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ほっとライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の作成・配布、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るためにセミナーをオンライン形式に見直すとともに、労働条件相談ほっとラインやインターネット監視の事業の実施に当たっては作業スペースを複数に分けるなどの対策を講じつつ、広報費用を見直すことなどにより減要求としている。	3,400,912	3,063,585
27	28	A	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の電話相談体制の拡充等を図るため、増額要求を行うこととした。	153,447	253,438
28	29	A	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	「事業場における治療と仕事の両立支援のガイドライン」(平成31年3月改定)に基づく、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」等による治療と職業生活の両立支援の取組の普及を図る。	執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	131,321	120,309
29	31	A	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	(1)職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援を行う。 (2)セクシュアルハラスメント等の被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 (3)事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、要求を行っている。なお、執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	428,518	331,025

# 【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
30	32	A	建設業等における労働災害防止対策費	<p>東日本大震災及び熊本地震に係る復旧・復興工事に係る中小事業者を重点対象として、岩手県、宮城県、福島県、熊本県に安全衛生対策の拠点を設置し、安全専門家による巡回指導等の復旧・復興工事における安全衛生確保を支援するための事業を実施する。</p> <p>足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による現場の調査・診断や説明会を実施する。</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、首都圏で増加する建設工事における労働災害を防止するため、安全専門家による巡回指導、新規入職者や管理者等に対する安全衛生教育を実施する。</p> <p>建設現場において労働者と同様な作業に従事する一人親方等の安全衛生確保のため、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する研修会や建設現場における技術指導を通し、一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等を支援する。</p>	<p>執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。</p>	466,788	395,837
31	33	A	第三次産業労働災害防止対策支援事業	<p>改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。</p> <p>第三次産業において、安全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状があり、その原因として、経営層の理解・安全衛生のノウハウが乏しいという実状があることから、経営トップの意識を変えるため、経営トップを対象としたセミナー、安全推進者を養成するための講習会を開催する。</p> <p>外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を作成する。</p> <p>高齢労働者の安全衛生対策として、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」周知のセミナーを実施するとともに、高齢者の労働災害防止及び職場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中小企業等が実施する安全衛生確保対策を募集し、高い効果が見込まれる取組を選定し、その経費の一部を補助する。</p>	<p>執行実績等を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。</p>	1,795,999	1,527,033
34	36	A	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	<p>外国人労働者労働条件相談員、派遣労働者専門指導員を配置し、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や指導を行う。</p> <p>外国人労働者等特定分野の労働者の労働災害防止のためのパンフレット作成し、ホームページへの掲載等を行う。</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の経済への影響により、外国人労働者からの相談が増加し、令和3年度についても同様の傾向が続くことが予測されることから、各労働局管内の外国人労働者数等を勘案して相談体制の強化や多言語による各種広報を実施するため、増要求としている。</p>	444,875	497,601
35	38	A	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	<p>自動車運転者の労働時間改善のため、トラック運送業に関する荷主向け周知用動画の作成及びポータルサイトの運用・拡充、自動車運転者の労働時間等の実態把握を行う。</p> <p>新規許可事業者を対象として国土交通省が行う講習会において、労働基準法等の労務管理の基礎を教示し、指導を行う。</p> <p>地方運輸支局等との間で都道府県単位の連絡会議を設置し、自動車運転者の労働条件改善等に係る情報・意見交換を行う。</p>	<p>成果目標を達成しているところであり、自動車運転者の労働時間改善は喫緊の課題であることから、引き続き施策を継続する。なお、トラック運転者の長時間労働の背景に存在する荷主との取引慣行の改善及び消費者たる国民の意識啓発に向けた施策の充実を図るため、増額要求している。</p>	153,997	160,739

# 【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
37	40	A	女性就業支援・母性健康管理等対策費	①女性労働者の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加していることから、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性健康管理を推進する。 ②全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等、女性関連施設等を支援する事業を実施する。 ③雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担する。	成果目標を達成しているところであり、引き続き、成果目標を達成するため、要求を行っている。 なお、母性健康管理措置の認知度を高めるため、産業保健スタッフ等への研修会の開催、母性健康管理サイト等による周知啓発の拡充等により、増額要求を行うこととした。 また、雇用均等行政情報システムの後継システムとなる「雇用環境・均等行政情報システム」の令和4年1月の業務運用開始に向けて、運用・保守等経費を新たに要求しているが、令和2年度以前に議決された整備経費に係る国庫債務負担行為については、仕様の精査により抑えられた金額を令和3年度予算として歳出化するなど要求額を削減している。	655,783	696,611
38	-	-	多言語相談支援事業	雇用環境・均等部(室)等において、14ヶ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応、紛争解決援助等の多言語化を図る。	—	12,898	6,750
39	41	A	外国人技能実習機構交付金	技能実習法に基づき外国人技能実習機構が監理団体・実習実施者に対して実地検査(安全衛生に関するもの)等を実施するための経費	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,306,522	1,304,729
40	42	A	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に職場改善機器等の導入資金として、長期かつ低利で融資を行っていた事業(平成13年度以降、新規の融資は廃止)であり、現在は、残存する債権の管理・回収業務、借入の償還業務を行う。	破産更生債権を除いた債権について回収が完了したことから、令和2年度限りで事業を廃止した。	100,578	0
41	43	A	労働災害防止対策費補助金経費	労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	成果目標を達成しているところであるが、財政状況を勘案し、第13次労働災害防止計画の着実な実行のための必要最小限の所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,932,042	1,805,372
42	44	A	産業医学振興経費	過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、法令に基づき事業場において労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。そのため、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医の資質向上研修に対して助成する。	成果目標を達成しているところであるが、財政状況を勘案し、事業運営費や大学運営費を減額している。なお、令和3年度の施設整備費(国債)が後年度負担増となったため、総額として増額要求を行うこととした。	6,296,456	6,755,704
43	45	A	就労条件総合調査費	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	当該事業は、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施することとしており、令和3年度も前年までと同様に民間委託により調査を行うこととしている。なお、令和3年度については、契約金額の変更に基づき減額要求となった(令和2年度から3年の国庫債務負担行為)。	28,150	21,235

# 【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
44	46	A	未払賃金立替払事務実施費	企業倒産により退職を余儀なくされた労働者に未払賃金の一部を政府が立替払する未払賃金立替払事業に必要な原資の補助及び行政経費である。	新型コロナウイルス感染症の影響により倒産に至り、賃金が未払のまま退職を余儀なくされる労働者が増えることが想定される中、セーフティネットとしての本制度の确实・迅速な実施はより一層求められるところとなる。 このような状況を踏まえ、未払賃金の立替払の原資については、直近の立替払実績を基に必要額を確保するとともに、引き続き、労働者とその家族の生活不安を迅速に解消するために、立替払の迅速化のための対策を推進するため、増要求としている。	7,921,328	22,192,111
47	49	A	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	厳しい勤務環境に置かれている医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を推進する。	医師を初めとする医療従事者の長時間労働是正などに向け、新たに時短計画の策定支援や年間を通じた特別支援を行うなど、相談体制の強化を図ること等により、都道府県医療勤務環境改善支援センターがより効率的・効果的な支援を行うため、必要な増額要求を行った。	672,650	755,053
48	50	A	中小企業退職金共済事業経費	中小企業における退職金制度確立に向けて中小企業退職金共済制度への新規加入を促進するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対して、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	第1回検討会における審議内容を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	2,094,129	1,884,716

# 【A評価の事業等】

(単位:千円)

令和2年度 PDCA 評価番号	令和元年度 PDCA 評価番号	令和元年度 評価	事業名	令和2年度事業概要	令和3年度概算要求への反映状況	令和2年度 予算額 (①)	令和3年度 要求額 (②)
49	51	A	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構において、労働に関する事務に従事する者に対する研修を行うために必要な経費である。	運営費交付金算定ルールに基づく効率化を行いつつ、引き続き、同規模の予算で実施する。	106,502	106,238
			独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備のための経費である。	中期計画等に基づき、必要最小限の施設整備に限定して実施することとしており、令和2年度中に既定の予算額の範囲内で一部工事を前倒しで実施することと等により、更なる費用の縮減を図った。	27,225	93,093
50	52	A	個別労働紛争対策費	個別労働関係紛争の解決・促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④いじめ・嫌がらせ等困難事案に係る相談体制の充実	第1回検討会における審議内容を踏まえ、所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	1,620,628	1,609,573
51	53	A	雇用労働相談センター設置・運営経費	国家戦略特別区域において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。	執行実績等を踏まえて所要額を精査の上、減額要求を行うこととした。	387,962	309,759